

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担する者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○			
	それ以外のもの（人件費・物品費を含む。）		○		
資金調達金利変動	市から指定管理者への指定管理料の支払い遅延によって生じたもの	○			
	指定管理者から第三者への経費等の支払い遅延によって生じたもの		○		
	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等の改廃	管理運営に直接影響する法令等の改廃※ ¹			○	
税制改正	消費税（地方消費税を含む。）率等の改正※ ²			○	
	法人税・法人住民税率等の改正		○		
	それ以外で管理運営に影響するもの※ ³			○	
許認可等の未取得・未更新	市が取得すべきものによるもの	○			
	指定管理者が取得すべきものによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の施策による変更	○			
	指定管理者の発案による変更			○	
市議会の議決	指定の議決が得られないことによる管理運営の開始の延期		○		
需要変更	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止・臨時休館等	市に帰責事由があるもの（施設、設備、市の備品等の瑕疵、市による施設改修による臨時休館等）	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの（指定管理者の管理上の不備による臨時休館等）		○		
	指定管理者の提案による自主事業の運営		○		
	それ以外のもの			○	

リスクの種類	リスクの内容	負担する者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
資料・展示品の損傷	指定管理者の管理上の瑕疵によるもの		○		
	その他第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの等	○			
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備、備品等		○		
	施設の設計・構造上の原因によるもの	○			
	その他経年劣化・第三者の行為で相手方が特定できないもの等（上段：1件当たり、下段：年間合計）				30万円
					100万円
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市及び指定管理者に帰責事由があるもの 被害者、第三者等に帰責事由があるもの※ ⁴			○	
周辺地域、住民、利用者等への対応	地域との協調		○		
	施設の管理運営、業務内容に対する住民及び利用者等からの要望への対応		○		
	それ以外のもの	○			
セキュリティー	指定管理者の警備不良による情報漏えい、犯罪発生等		○		
募集要項、申込要項の不備	募集要項又は申込要項の不備に基づくもの	○			
事業終了時の原状回復	指定期間の終了、指定の取消し等により指定期間中に指定管理者の業務を行わなくなった場合の原状回復及び撤収費用		○		
不可抗力※ ⁵	不可抗力による施設、設備、市の備品等の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断（避難所開設を含む）			○	
災害時の対応	待機体制の確保、調査、報告、応急措置		○		

※1 法令等の改廃：法令等には、条例を含む。協議の上、基本的には市の負担とするが、指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の改廃に係るリスクは、指定管理者が負担する。

※2 消費税及び地方消費税の税率等の改正：協議の上、基本的には市の負担とする。

※3 それ以外で管理運営に影響するもの：協議の上、基本的には市の負担とする。

- ※4 被害者、第三者等に帰責事由があるもの：被害者、第三者等に帰責事由があるものは、当該被害者、第三者等が損害の負担をすべきものだが、保険会社、顧問弁護士等の判断を参考に市又は指定管理者も負担すべきとするときには、協議を行う。
- ※5 不可抗力：異常な暴風や豪雨、台風、洪水、津波、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、落雷、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ、感染症の蔓延等